

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年2月13日（火）午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5 番	中 山 雅 史
委 員	1 番	谷 口 眞 一
委 員	2 番	菊 地 典 夫
委 員	3 番	豊 島 利 夫
委 員	4 番	栗 原 哲
委 員	7 番	羽 田 茂
委 員	8 番	宮 田 一日出
委 員	9 番	飯 泉 秀 夫
委 員	10 番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更後の承認について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農地の公売参加についての買受適格証明書発行可否について
議案第6号	買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年 2 月の定例総会を開催いたします。なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

2 月の定例総会に、お忙しいところご出席頂きまして有難うございます。総会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、1 月 17 日に行われました農業委員会県南連絡協議会研修会に多数参加して頂きまして、お礼申し上げます。研修会では、全国農業会議所の柚木専務理事の講演がありましたが、大変参考になる講演であったと思います。今後の活動に活かして頂ければ幸いです。

また、1 月 23 日に、茨城県農業会議所の会長研修会、茨城県農政活動推進本部代議員総会、大井川知事との懇談会がセットで開催されまして、古谷事務局長と共に出席してきました。推進本部代議員総会は、平成 30 年度の事業計画と収支予算について審議し、それぞれ決定されましたが、詳細については省略させていただきます。

本日の総会は、議案 9 件と報告事項 2 件となっています。議案も多いことから皆さんの精力的なご審議をお願いいたします。また、本総会終了後に、農地利用最適化推進連絡会も予定しておりますので、長時間の会議開催となりますが、よろしくお願ひ致します。

以上、簡単ですが挨拶と致します。

よろしくお願ひいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

9番飯泉委員、10番矢口委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は1,832㎡でございます。

事業計画につきましては、別紙，参考資料をご覧ください。

続きまして受付番号2番、申請理由はテニスコート建設のための売買，申請地は■■字■■■■番，地目は登記，現況とも田，面積は1,940㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は駐車場整備のための売買，申請地は■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は618㎡，■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は288㎡，■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況

とも畑、面積は229㎡の合計3筆、1,135㎡でございます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

伊奈地区担当の調査部会2班の3番豊島委員よりお願いいたします。

1. 豊島委員

それでは、2月6日午前9時から齊藤会長、飯泉委員、矢口委員と私、事務局から古谷事務局長、大久保係長の計6名で実施しました書類審査、現地調査の結果についてご報告いたします。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、茨城ゴルフ場にある清水池の東側に位置しております。除草されており、南側には中規模の太陽光発電施設が設置されているところです。

別紙の参考資料にもありますが、発電量は49.5kwで270wパネル336枚を設置する計画となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。資金計画については、融資資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しております。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり、許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。

申請地は城中にあるコンビニエンスストアの北側に位置しております。申請者はこのコンビニエンスストアの西側にあるテニスコートを営業しております。

申請理由はテニスコート建設のための売買、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,940㎡でございます。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、テニスコート建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は4ページになります。

申請地は野掘集落の県道野田・牛久線と、きらくやまに向かう市道との十字路を北側に入りまして、申請者の工場の駐車場の北側に位置しております。

申請理由は駐車場整備のための売買、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、面積は618㎡、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、面

積は288㎡、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は229㎡の合計3筆，1，135㎡でございます。

申請地の農地区分は，概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

本申請は，1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当することから，許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので審議に入ります。

まず，受付番号1番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，受付番号2番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，受付番号3番について，ご意見，ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，3件一括して採決いたします。

議案第1号について，許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により，議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更後の承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。

5ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は東京電力との調整に時間を要していることから、携帯電話無線基地局工事に伴う工事用仮設用地の使用貸借期間の延長になります。申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積は268.18㎡でございます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず、受付番号1番について、伊奈地区を担当していただきました、調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

2月6日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は6ページになります。申請地は山谷集落の南側に位置する畑です。

平成29年8月31日付け南農企指令第17号をもって農地法第5条の許可を受けましたが、このほど3ヶ月間の期間の延長を行うもので、特に問題はないと思われま

す。以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われ

ます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、審議に入ります。

議案第2号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保係長)

はい。議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，面積717㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積3,120㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積737㎡，合計2筆 3,857㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，面積1,823㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積1,729㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積240㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積3,630㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積1,070㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積1,030㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現

況とも田，面積275㎡，[]字[]番，地目は登記，現況とも畑，面積1,200㎡，[]字[]番，地目は登記，現況とも田，面積3,355㎡，[]字[]番，地目は登記，現況とも畑，面積4,300㎡，[]字[]番，地目は登記，現況とも田，面積3,530㎡，[]字[]番，地目は登記，現況とも田，面積2,700㎡，[]字[]番，地目は登記，現況とも田，面積3,160㎡，合計12筆26,219㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号5番，申請地は[]字[]番[]，地目は登記，現況とも畑，面積599㎡，[]字[]番[]，地目は登記，現況とも畑，面積23㎡，[]字[]番[]，地目は登記，現況とも畑，面積92㎡，[]字[]番[]，地目は登記，現況とも畑，面積66㎡，合計4筆780㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号6番，申請地は[]字[]番[]，地目は登記，現況とも田，面積910㎡，[]字[]番[]，地目は登記，現況とも田，面積110㎡，合計2筆1,020㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番，申請地は[]字[]番[]，地目は登記，現況とも田，面積940㎡の小作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号8番，申請地は[]字[]番[]，地目は登記，現況とも田，面積4,770㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙，農地法第3条調査書をご覧ください。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので，書類審査及び現地調査結果の報告をお願いします。

地区ごとに説明して頂きたいと思います。

まず，伊奈地区を担当して頂いた，調査部会2班の9番飯泉委員よりお願いいたします。

1. 飯泉委員

9番飯泉より報告させていただきます。2月6日に行いました書類審査，現地調査についてご報告をいたします。

まず，受付番号2番ですが，地図は10ページになります。

申請者は，自作地約768アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は3名で，

水稻・野菜を作付する農家です。

申請地の■■■字■■■につきましては、登記現況とも田、1筆3,120㎡、字■■■
■■■につきましては、登記現況とも畑、1筆737㎡の合計2筆3,857㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は11ページになります。

場所につきましては、■■■字■■■で板橋不動院の東側になります。

申請者は自作地約109アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆1,823㎡で規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は12ページになります。

今回の申請は、親から子への贈与であり、申請地は田が10筆20,719㎡、登記現況とも畑が2筆5,500㎡、合計12筆26,219㎡を贈与により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。現在自作地はありませんが、今後、世帯員の内2名が常時従事者として農業を行っていく予定です。

続きまして、受付番号6番、地図は14ページになります。

申請者は、自作地約150アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆1,020㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号8番、地図は16ページになります。

申請者は自作地約870アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・麦・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆4,770㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

調査の結果、2・3・6・8番については、農機具等も所有しており、また、4番については、農機具等は所有していないものの、現在も譲渡人所有の農機具等を利用して申請地を耕作しており、今後もその農機具等を利用するなどして耕作していく予定です。いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。別紙調査表もご確認のうえ、各委員のご審議をお願いいたします。

報告は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、谷和原地区を担当して頂きました、調査部会3班の1番谷口委員よりお願いいたします。

1. 谷口委員

はい。私の方から議案第3号農地法第3条の規定による所有権移転の許可について、受付番号1番、5番、7番についての書類審査、現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、飯泉委員、栗原委員、私と事務局より古谷事務局長、大久保係長の計6名で行いました。

受付番号1番、地図は9ページになります。

この土地は、杉下集落の中ほどに位置しております。現在、譲受人が保全管理しており、きれいに管理され草等もほとんど生えていないような状況でした。

申請者は自作地約80アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆717㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は13ページになります。

TX車両基地の東側に位置するところです。小さい面積の3筆については、土手の上から確認しましたが、草木等が茂っていて荒れているような状態でした。もう一筆の方は小貝川に架かるTXの橋梁の下流に位置しています。やはり、荒れている状態でした。

申請者は自作地約52アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、4筆780㎡で規模拡大のため贈与により譲り受け野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は15ページになります。

こちらは、隣地と一体的に利用している土地で、きれいに耕起してあり管理されていきました。

申請者は自作地約128アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆940㎡で、現在も譲受人が小作地として水稲の栽培を行っている農地を贈与により譲り受けるものです。

以上のことから、1・5・7番については、農機具等も所有しており、農地法第3

条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。許可しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

書類審査、現地調査の結果について報告が終わりましたので、審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号5番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号6番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号7番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

最後に受付番号8番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保係長)

はい。議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。

17ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記 畑，現況 山林，面積は264㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記 畑，現況 山林，面積は238㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記 畑，現況 山林，面積は264㎡，合計3筆 766㎡でございます。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の報告をお願いします。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

はい。2月6日に行った現地調査，書類審査の結果について報告いたします。

受付番号1番，地図は18ページになります。

場所は板橋不動院からワープステーションへ向かう道路から側道に入ったところです。今回提出されました受付番号1番につきましては，周辺の山林と一体化しており，農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と思われま

す。以上のことから，受付番号1番につきましては，茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので，非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第4号について，ご意見，ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について，非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により，議案第4号は，非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして，議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保係長）

はい。議案第5号「農地の公売参加についての買受適格証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の買受適格証明願は、1件となっております。

19ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積325㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積475㎡、合計2筆800㎡でございます。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の報告をお願いしたいと思います。

調査部会3班の4番栗原委員よりお願いします。

1. 栗原委員

はい。ご報告いたします。

2月6日午後1時30分より、齊藤会長、谷口委員、飯泉委員と私、事務局からは古谷事務局長、大久保係長の参加により書類審査、現地調査を行いました結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は20ページになります。

公売予定地は、豊小学校の南側に位置しております。登記現況ともに畑ですが、灌漑用の井戸があり陸田として利用されておりました。今後も水稻を作付けする予定となっております。

また、申請者は自作地約290アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

公売参加予定地、登記現況とも畑、2筆 800㎡に水稻を作付する予定です。以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われれます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第5号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、買受適格証明書を発行することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第5号は、原案のとおり買受適格証明書を発行することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(大久保係長)

はい。議案第6号「買受適格証明書の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

21ページをご覧ください。議案第5号で買受適格証明書の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

只今の議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおりとすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

22ページをご覧ください。

まず、新規案件としまして、田が34筆79,960㎡、畑が33筆で、29,338.87㎡、合計67筆で、109,298.87㎡です。貸し手が16人、借り手が13人となっております。

続いて、更新案件といたしまして、田が23筆50,947㎡、畑が8筆で、10,954㎡、合計31筆で61,901㎡です。貸し手が7人、借り手が6人となります。総計では、田が57筆130,907㎡、畑が41筆で、40,292.87㎡、合計98筆で171,199.87㎡です。貸し手が23人で、借り手が19人となります。

詳細につきましては、23ページから27ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第7号について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。28ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が17筆で、43, 203㎡, 畑が8筆で、4, 590㎡, 合計25筆で、47, 793㎡となります。貸手が6人, 借手が1団体となります。

詳細につきましては、29, 30ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第8号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。31ページをご覧ください。

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件として、田が17筆で、43, 203㎡, 畑が8筆, 4, 590㎡, 合計25筆で、47, 793㎡となります。地権者が6人、配分を受ける方が2人となります。更新案件はありません。

期間は、平成30年4月1日からとなっております。こちらについては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、32, 33ページをご参照ください。

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、審議いたします。

議案第9号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議事項は以上です。これより報告事項となります。
事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項 ①「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は34ページになります。

今回の合意解約は14件です。

解約の理由ですが、14件中10件につきましては、耕作者変更のための解約になります。2件は、これまで耕作者していた方が高齢となったための解約で、今後は農地所有者自身が耕作することになります。36ページの受付番号13番、14番は同一の土地です。これまで県農林振興公社を通して貸していたものを、農地売買のために解約するものです。

続きまして議案書37ページをお開きください。

報告事項②「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。

受付番号1番、中原地区の登記現況ともに畑。面積は671㎡のうち167㎡です。

現在、こちらの農地に隣接する土地で市発注の学校給食センターの建設が進められております。今後の外構工事に支障をきたすことから現場事務所を移設するための届出となっております。

報告事項は、以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、2月定例総会を閉会いたします。